

改正後	改正前
当座勘定規定	当座勘定規定
1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 7. (手形、小切手の支払等) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年12月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合所定の払戻請求書を使用してください。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻	1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、<u>普通為替証書、配当金領収証</u>その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 7. (手形、小切手の支払等) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合所定の払戻請求書を使用してください。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを

しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 8. (手形、小切手用紙) (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026 年 12 月 30 日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ 2026 年 12 月 30 日までに振り出された手形であること</u>を確認してください。 (3) 前 2 項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。 (5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要	受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 8. (手形、小切手用紙) (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前 2 項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。 (5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要
--	---

件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026 年 12 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。

(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

19. (線引小切手の取扱い)

(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026 年 12 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。

(2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

【小切手用法】

2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026 年 12 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

19. (線引小切手の取扱い)

(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

(2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

【小切手用法】

2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

【約束手形用法】

3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

【為替手形用法】

4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

(2026 年 12 月 30 日現在)

【約束手形用法】

3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

【為替手形用法】

4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

(2026 年 4 月 1 日現在)

改正後	改正前
自動継続スーパー定期貯金規定（複利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	自動継続スーパー定期貯金規定（複利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
大口定期貯金規定	大口定期貯金規定
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
自動継続大口定期貯金規定	自動継続大口定期貯金規定
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
期日指定定期貯金規定	期日指定定期貯金規定
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
自動継続期日指定定期貯金規定 3.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>（2026 年 12 月 30 日現在）</u>	自動継続期日指定定期貯金規定 3.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>（2022 年 4 月 1 日現在）</u>

改正後	改正前
変動金利定期貯金規定（単利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	変動金利定期貯金規定（単利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
変動金利定期貯金規定（複利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	変動金利定期貯金規定（複利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
自動継続変動金利定期貯金規定（単利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	自動継続変動金利定期貯金規定（単利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
自動継続変動金利定期貯金規定（複利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	自動継続変動金利定期貯金規定（複利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
据置定期貯金規定	据置定期貯金規定
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
自動継続据置定期貯金規定 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	自動継続据置定期貯金規定 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2022 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
定期積金規定	定期積金規定
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは積金になりません。不渡りとなった証券類は、この積金が通帳扱いのときは、この積金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この積金が証書扱いのときは、この積金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは積金になりません。不渡りとなった証券類は、この積金が通帳扱いのときは、この積金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この積金が証書扱いのときは、この積金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
積立式定期貯金規定 4.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	積立式定期貯金規定 4.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 <u>(2022 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
通知貯金規定 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>（2026 年 12 月 30 日現在）</u>	通知貯金規定 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>（2022 年 4 月 1 日現在）</u>

改正後	改正前
当座勘定（専用約束手形口）規定 1.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 7.（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>なお、2026 年 12 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください 8.（手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付	当座勘定（専用約束手形口）規定 1.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、<u>普通為替証書、配当金領収証</u>その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 7.（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 (2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。 8.（手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。

した用紙を使用してください。ただし、2026年12月30日までに振り出してください。

(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。

(3) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(4) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

15. (振出日、受取人記載もれの手形)

(1) 手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年12月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。

(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

【約束手形用法】

3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

(2026年12月30日現在)

(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。

(3) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(4) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

15. (振出日、受取人記載もれの手形)

(1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

【約束手形用法】

3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

(2026年4月1日現在)

改正後	改正前
普通貯金規定	普通貯金規定
2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、<u>配当金領収証</u>その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし</u>、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>(2025 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
普通貯金無利息型（決済用）規定 ２．（証券類の受入れ） （１） この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （２） 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 （３） 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 （４） 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （５） 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>（2026 年 12 月 30 日現在）</u>	普通貯金無利息型（決済用）規定 ２．（証券類の受入れ） （１） この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、<u>配当金領収証</u>その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし</u>、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。 （２） 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 （３） 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 （４） 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （５） 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>（2025 年 4 月 1 日現在）</u>

改正後	改正前
営農貯金規定 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	営農貯金規定 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、<u>配当金領収証</u>その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし</u>、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
貯蓄貯金規定 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	貯蓄貯金規定 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、<u>配当金領収証</u>その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし</u>、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
納税準備貯金規定 ２．（証券類の受入れ） （１） この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （２） 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 （３） 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 （４） 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （５） 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	納税準備貯金規定 ２．（証券類の受入れ） （１） この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、<u>配当金領収証</u>その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。 （２） 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 （３） 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 （４） 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （５） 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>(2026 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
出資予約貯金規定 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、出資配当金および特別配当金からの振替預入のほか、現金、手形、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	出資予約貯金規定 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、出資配当金および特別配当金からの振替預入のほか、現金、手形、小切手、<u>配当金領収証</u>その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>(2022 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
スーパー定期貯金規定（単利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	スーパー定期貯金規定（単利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
スーパー定期貯金規定（複利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	スーパー定期貯金規定（複利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

改正後	改正前
自動継続スーパー定期貯金規定（単利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2026 年 12 月 30 日現在)</u>	自動継続スーパー定期貯金規定（単利型） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>